

国立研究開発法人農業生物資源研究所における個人情報の適切な取扱いのための措置に関する規程

16農生研第1506号

平成17年3月31日

最終改正 27農生研第20151215007号

平成27年12月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第7条に規定する保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるため、個人情報の取扱いに関する必要な事項を定めることにより、個人情報の適切な管理の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「情報システム」とは、電子計算機、ソフトウェア及びネットワークで構成されるものであって、これらを用いて情報の処理を行うものをいう。
- 二 「情報システム管理者」とは、当該情報システムを管理及び運営する室等の管理者又は担当者等をいう。
- 三 「室等」とは、国立研究開発法人農業生物資源研究所組織規程で定める室、センター及び領域をいう。
- 四 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 五 「保有個人情報」とは、研究所の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして研究所が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。
- 六 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、そ

の他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

七 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第3条 研究所に総括個人情報保護管理者1人を置き、統括総務主幹をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、研究所における次に掲げる事務を行う。

- 一 保有個人情報の適切な取扱いに関する事務を総括すること。
- 二 保有個人情報の管理等に関する規程類の整備に関すること。
- 三 保有個人情報の適切な取扱いについての指導監督等に関すること。
- 四 法第11条に規定する個人情報ファイル簿の整備に関すること。
- 五 その他保有個人情報の適切な取扱いに関すること。

(個人情報保護管理者)

第4条 保有個人情報を取り扱う各室等に個人情報保護管理者1人を置き、当該室等の長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、当該室等における次に掲げる事務を行う。なお、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して事務を行う。

- 一 保有個人情報の把握に関すること。
- 二 保有個人情報に係る台帳の作成に関すること。
- 三 職員に対する保有個人情報の適切な取扱いについての指導監督に関すること。
- 四 その他保有個人情報の適切な取扱いに関すること。

3 庶務室の個人情報保護管理者は、前項各号に掲げる事務を取りまとめるものとする。

(個人情報保護管理担当者)

第5条 保有個人情報を取り扱う各室等に、当該室等の個人情報保護管理者が指定する個人情報保護管理担当者を1人又は複数人置く。

2 個人情報保護管理担当者は、前条第2項各号(庶務室の個人情報保護管理担当者にあつては同条第2項各号及び第3項)の事務について、個人情報保護管理者を補佐するものとする。

(監査責任者)

第6条 研究所に監査責任者を1人置き、監事をもって充てる。

2 監査責任者は、研究所が保有する個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な取扱いの確保のための委員会)

第7条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報の適切な取扱いに係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を開

催するものとする。

第3章 教育研修

第8条 総括個人情報保護管理者は、職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に対し、当該室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。

4 個人情報保護管理者は、当該室等の職員に対し、保有個人情報の適切な取扱いの確保のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

（職員の責務）

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者の指示に従い、保有個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第10条 職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第5章 個人情報の取得及び利用

（個人情報の取得）

第11条 職員は、個人情報の取得に当たっては、法令等の定めに従い、適正な方法で行わなければならない。職務権限を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報を取得してはならない。

（個人情報の保有の制限等）

第12条 職員は、個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第13条 職員は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（個人情報ファイルの保有に関する事前通知）

第14条 職員は、法第2条第4項第1号に規定する個人情報ファイルを保有しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、個人情報保護管理者に報告するものとする。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の報告を受けた個人情報保護管理者は、その内容を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 前項の通知に係る個人情報保護ファイルの保有をやめた場合、又は法第11条に定める個人情報ファイル簿に掲載すべき個人情報ファイルに該当しなくなった場合については、前二項の規定に準じて処理するものとする。

（利用及び提供の制限）

第15条 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるとき又は他の法令の規定により保有個人情報の提供が制限されているときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 規程の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあ

るとき。

四 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 個人情報保護管理者は、前項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、次に掲げる事項を記載した書面を、原則として取り交わすものとする。ただし、同項第4号に規定する明らかに本人の利益になるときであって、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

- 一 保有個人情報ファイル等の名称
- 二 提供先の利用目的
- 三 提供先の利用する業務の根拠法令
- 四 提供先の利用する記録範囲及び記録項目
- 五 提供先の利用形態
- 六 提供先の利用期間
- 七 利用後の廃棄又は返還等の方法
- 八 提供先の利用する組織の名称（部、課、係等の名称）

4 個人情報保護管理者は、第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

5 個人情報保護管理者は、第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（アクセス等の制限）

第16条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセス（電子計算機でメモリや主記憶装置等に対し、データの読み取り等を行うこと。以下同じ。）する権限又は当該保有個人情報の閲覧等を行う権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス又は閲覧等（以下「アクセス等」という。）を行う権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセス等を行ってはならない。

3 職員は、アクセス等の権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセス等を行ってはならない。

（複製等の制限）

第17条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、個人情報保護管理者の指示に従って行うものとする。

- 一 保有個人情報の複製（印刷等を含む。）
 - ア 保有個人情報の保存に当たり、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）に備え、重複して保存する場合
 - イ 保有個人情報の保存場所が自己の業務を遂行する場所と異なる場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を複製して、自己の業務を行う場所に保存し、利用する場合
 - ウ 保有個人情報の利用目的が、印刷等を行うことである場合
 - エ その他保有個人情報を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
 - 二 保有個人情報の送信
 - ア 保有個人情報を送信先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合
 - イ 保有個人情報の送信先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合
 - ウ 保有個人情報を法令に基づき提供するために送信する場合
 - エ その他保有個人情報を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
 - 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - ア 保有個人情報を送付先と共有しなければ、利用目的を達成することができない場合
 - イ 保有個人情報の送付先において、利用目的の範囲内で加工等を行う必要がある場合
 - ウ 保有個人情報を法令に基づき提供するために、送付し、又は持ち出す場合
 - エ 業務上、外部において所掌する事務を遂行する必要があると保有個人情報を管理する個人情報保護管理者が認める場合
 - オ その他保有個人情報を管理する個人情報保護管理者が特に必要があると認める場合
- 2 職員は、前項各号に掲げる行為のほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為については、個人情報保護管理者の指示に従い行わなければならない。

（正確性の確保）

第18条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 職員は、自己の取り扱う保有個人情報の内容に関する誤り等を把握したときは、その事案の重要性に応じて当該保有個人情報を保有する個人情報保護管理者に報告するとともに、その指示に従い、必要な訂正、追加又は削除を行うものとする。

（媒体の保管）

第19条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠、耐火金庫

への保管等を行う。

(廃棄)

第20条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（電子計算機及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

第6章 保有個人情報の取扱状況の記録等

(台帳)

第21条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の漏えい等の防止その他適切な管理のため、台帳（電磁的記録を含む。以下同じ。）を整備し、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、利用・保管等の取扱いの状況その他の理事長が定める事項について記録するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成、掲載)

第22条 個人情報保護管理者は、法の定めるところにより、個人情報ファイル簿に掲載すべき個人情報ファイルを保有したときは、前条の台帳に記録するとともに、遅滞なく総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 前項により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、遅滞なく法第11条第1項第1号から第9号の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成するものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、前項により作成した個人情報ファイル簿を、一般の閲覧に供するため、研究所に備え置くとともに、インターネット等情報通信の技術を利用して公表しなければならない。

第7章 情報システムにおける安全の確保等

(安全確保等)

第23条 個人情報保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第28条を除く。）において同じ。）の漏えい等の防止その他の保有個人情報の適切な管理のため、情報システム管理者の協力を得て、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置

二 前号の認証機能を設定する場合におけるパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置

三 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置

- 四 アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置
 - 五 保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置
 - 六 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置
 - 七 保有個人情報を取り扱う情報システムのうち外部からアクセス可能なものについては、不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設定による経路制御等の措置
 - 八 不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のためのソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等の措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）
 - 九 当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するために必要な措置
 - 十 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置
 - 十一 保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置
 - 十二 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置
- 2 職員は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の適切な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。
 - 二 前項第10号の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（情報システム設計書等の管理）

- 第24条 個人情報保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書（電磁的記録を含む。また、個人情報保護管理者が指定するものに限る。以下「情報システム設計書等」という。）を保管、複製、廃棄等する場合は、外部に知られることがないように、情報システム管理者等の協力を得て、第17条、第19条及び第20条の規定に準じて処理するものとする。
- 2 電子計算機内部にある磁気媒体に記録された情報システム設計書等については、情報システム管理者の協力を得て、前条各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（端末の限定等）

第25条 個人情報保護管理者は、情報システム管理者の協力を得て、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う情報システムを構成する電子計算機（以下「端末」という。）等を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護管理者は、情報システム管理者及び施設等を管理する者の協力を得て、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の持ち出し等）

第26条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、端末をその保管している施設の外部に持ち出してはならない。

一 業務上、外部において業務を遂行する必要があると当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者が認め、かつ、国立研究開発法人農業生物資源研究所物品管理規程に基づく承認（以下「物品持ち出し承認」という。）を得た場合

二 前号の他保有個人情報を管理する個人情報保護管理者が特に必要であると認め、かつ、物品持ち出し承認を得た場合

2 職員は、情報システム管理者が管理する端末以外の電子計算機を外部から持ち込み、個人情報の処理を行う情報システムに接続してはならない。

第27条 情報システムに接続されていない電子計算機については、前3条の規定に準じて取り扱うものとする。

（入力情報の照合等）

第28条 職員は、情報システム等で取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

（第三者の閲覧防止）

第29条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報第三者に閲覧されないことがないよう、離席するときに情報システムとの接続を終了するなどその利用状況に応じ、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 業務の委託

第30条 経理責任者等（国立研究開発法人農業生物資源研究所会計実施規則第3条第1項に規定する経理責任者等をいう。以下同じ。）は、個人情報又は保有個人情報の取扱い及び情報システム等の安全確保に係る業務を民間事業者へ委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により選定した民間事業者と委託契約を締結する場合は、契約書に、次に掲げる事項を明記するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務に関する事項

- 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 経理責任者等は、業務等を受託しようとする民間事業者に対し、当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理状況の検査に関する事項等を記載した書面を提出させるものとする。
 - 4 民間事業者に保有個人情報が記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を委託する場合は、第2項各号に掲げる事項のほか、当該記録媒体等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約するものとする。
 - 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。
 - 6 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は研究所自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 7 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の適切な取扱いに関する事項を明記するものとする。
 - 8 経理責任者等は、前項の派遣労働者に保有個人情報の取扱いに関する業務を行わせる場合には、当該派遣労働者に対し法令及びこの規程等を遵守させるとともに、その指導及び監督を個人情報保護管理者に行わせるものとする。

第9章 情報システム室等の安全管理

第31条 個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）の安全管理のため、情報システム管理者等の協力を得て、情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体又は情報システム設計書等を保管する場所（以下「保管場所」という。）においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム管理者等の協力を得て、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、情報システム室等及び保管場所の入退の管理について、必要があると認めるときは、情報システム管理者等の協力を得て、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含

む。) 、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム管理者等の協力を得て、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、災害等に備え、情報システム管理者等の協力を得て、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第10章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第32条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに自己の属する室等の個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 前項の規定により報告を受けた個人情報保護管理者は、当該事案が他の個人情報保護管理者が管理するものであるときは、直ちに当該個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、発生した事案による被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることも含む。)ものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものである場合は、当該情報システムの情報システム管理者と協力して措置を講ずるものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に直ちに報告するものとする。
- 5 前項の規定により報告を受けた総括個人情報保護管理者は、当該事案の内容等に応じて、その内容、経緯、被害状況等を理事長に直ちに報告するものとする。また、総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、農林水産省農林水産技術会議事務局に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 6 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、当該事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。なお、当該事案が情報システムに関わるものであるときは、当該情報システムの情報システム管理者の協力を得て措置を講ずるものとする。

(公表等)

第33条 個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の指示に従い、前条の事案について、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省(行政管理局)に情報提供を行うものとする。

第11章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

第34条 個人情報に関する開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の受付等の事務を行うため、窓口（以下「個人情報保護窓口」という。）を設置する。

2 開示請求等の取扱いについては、別に定めるものとする。

(苦情処理)

第35条 個人情報保護窓口は、研究所における個人情報の取扱い等に係る苦情（以下単に「苦情」という。）の相談の事務を行う窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を兼ねるものとする。

2 苦情相談窓口は、苦情処理の申出を受け付けたときは、関係する室等の個人情報保護管理者と協力して、当該個人情報の取扱いの状況等を迅速に調査し、その適切な措置について総括個人情報保護管理者と協議の上行うものとする。

3 苦情に関する調査の結果について、必要と認めるときは苦情を申し出た者に書面で通知するものとする。

第12章 監査及び点検の実施

(監査)

第36条 監査責任者は、法及びこの規程の遵守状況を確認するため、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第3条から第33条に規定する措置の状況を含む研究所における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第37条 個人情報保護管理者は、当該室等における保有個人情報の取得経過、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第38条 総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者等は、第36条の監査又は前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、見直し等の措置を講じ、又は個人情報保護管理者等に対し、指導等を行うものとする。

(行政機関との連携)

第39条 研究所は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、農林水産省農林水産技術会議事務局と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

第13章 補則

(他の規程との関係)

第40条 この規程に定めるもののほか、法人文書の管理及び情報システムの管理に関する事項について、別段の定めが設けられている場合にあつては、この規程の定めるもののほか、当該他の規程の定めるところによる。

(その他)

第41条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 18農生研第040114号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日 22農生研第20110328118号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 26農生研第20150324027号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月15日 27農生研第20151215007号）

この規程は、平成27年12月22日から施行する。